

📌 今月のポイント

帰国困難な外国人に対してのアルバイト許可の取扱い

質問

コロナ禍により帰国できない外国人のアルバイト雇用を検討していますが、留意事項はありますか。

回答

コロナ禍の影響により、本国へ帰国困難な外国人に対して、就労ができない在留資格であっても一定の要件を満たせばアルバイトを認める取扱いとなりました。
応募者がアルバイト可能な許可を受けているのかどうか、注意深く確認をする必要があります。

1. コロナ禍による、本国へ帰国困難な外国人に対するアルバイト許可の要件

長期化するコロナ禍において、日本に滞在している外国人が帰国することができないケースがあります。本来就労できない在留資格で在留している等の事情で、日本での生活が困難となってきている方を対象に、救済措置として、出入国在留管理庁は、2020年12月より、週28時間以内の就労を認めるなどの取扱いをすることとしました。

【アルバイト許可の要件】

(1) 現在有している在留資格で就労をすることができないこと

「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」以外の在留資格には日本での就労に一定の制限があります。コロナウイルス感染症の影響により、定められた範囲での就労をしようとしても受入れ先がないなど、就労が困難な場合は生計維持のため、就労を許可する在留資格へ申請によって変更することができます。

具体的な在留資格の変更の取扱いは2をご参照ください。

(2) 帰国が困難であること

コロナウイルス感染症の影響による母国の入国制限や航空便の減少などの為に帰国が困難である方を対象としています。

(3) 在日親族や所属機関からの支援が見込まれない場合など、帰国するまでの生計維持が困難であること

2. コロナ禍による、本国へ帰国困難な外国人に対する在留資格変更の取扱い

具体的な在留資格変更の取扱いは以下の通りです。

在留資格	資格変更の取扱い内容
(1)「短期滞在」	「短期滞在(90日)」の在留期間更新を許可 ※日本での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動(週28時間以内のアルバイト可)が許可される
(2)「留学」	「特定活動(6か月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可 ※「短期滞在」や「特定活動(帰国困難・就労不可, 出国準備)」の在留資格で在留している元留学生の方も対象、卒業時期や有無を問わない
(3)「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者[32号]、外国人造船就労者[35号])」	「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更を許可